

平成23年5月11日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

条 例

○秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例（31・議員提出）…………… 2

議会訓令

○秋田県議会公印取扱規程の一部を改正する訓令（1・議会事務局総務課）…………… 2

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例（秋田県条例第31号）

- 1 農林商工委員会を農林水産委員会及び産業労働委員会に再編し、その所管を定めるとともに、各常任委員会の委員定数を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
-

条 例

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年五月十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀井 啓 一

秋田県条例第三十二号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例(昭和三十二年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「九人」を「八人」に改め、同条第二号中「九人」を「七人」に改め、同条第三号中「農林商工委員会 九人」を「農林水産委員会 八人」に改め、「、産業労働部及び労働委員会」を削り、同条第五号中「九人」を「七人」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「九人」を「七人」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 産業労働委員会 八人

産業労働部及び労働委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田県議会訓令第一号

事務局 一般

秋田県議会公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月十一日

秋田県議会議長 大里 祐 一

秋田県議会公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県議会公印取扱規程(平成十四年秋田県議会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中

農林商工委員長印	篆書	農 林 商 工 委 員 長 印	一八ミリメートル平方	を
----------	----	--------------------------------------	------------	---

農林水産委員長印	篆書	農 林 水 産 委 員 長 印	一八ミリメートル平方	に改める。
産業労働委員長印	篆書	産 業 労 働 委 員 長 印	一八ミリメートル平方	

附 則

この訓令は、平成二十三年五月十一日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号